目 次

#### 告

○生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 ○生活保護法による医療扶助のための医療機関を指定した件

○生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件

○生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件

○生活保護法による指定介護機関の事業者の所在地を変更した旨届出 があった件

○生活保護法による指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出 があった件

○生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった件 ○県営土地改良事業の異種目換地指定の件

島

○保安林の指定を解除する予定である件

○森林病害虫防除法による駆除命令に係る事項を定めた件

○道路の区域を変更する件 二件

○道路の供用を開始する件

#### 公

○都市計画事業の認可の告示があった件

#### 告 示

# 福島県告示第百五十一号

せる機関を次のとおり指定した。 生活保護法の規定を含む。)により、 する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる 円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定 医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当さ (中国残留邦人等の

平成二十八年三月十五日

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福島県知事 内 堀 雅 雄

名     称     所     在     地     月一日       名     本成二八年二     一     一     一     一     一     一     一     日     一     日     一     日 <t< th=""><th></th><th></th><th>_</th><th></th></t<>			_	
所 在 地	診療 療 所	檜枝岐診療所	クカ腎泌	
月一日   1     平成二八年   1     平成二八年   1     五日   1     平成二八年   1     日   1  <		会津郡檜枝岐村字下ノ台四〇一	白河市中山南二—二四	在
	月一日 平成二八年二	二月一五日平成二七年一	月一日平成二八年一	指定年月日

社会福祉課

## 福島県告示第百五十二号

μń

西西西西

関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされ を廃止した旨届出があった。 る生活保護法の規定を含む。 の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等 により、 次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業

·成二十八年三月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

檜枝岐診療/所	佐藤循環器科内科クリニッ	名称
mı ±		
四宮津郡檜は	白河市中山南	所
枝岐村字下ノ台四〇	当 — — 四	在
台四〇一—		地
同 月 一 四 日	二月一二日平成二七年一	廃止年月日
Н	<u> </u>	日

찃

(社会福祉 課

### 福島県告示第百五十三号

援に関する法律 人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定 (平成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によることと (中国残留邦 福

される生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を 担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。 平成二十八年三月十五日

福島県知事

一月 一九 日	白河市郭内一二	ココロ整骨院	四八村米字上畑二西白河郡西郷	熊本英之
指定年月日	施術所の所在地	施術所名	住	氏名

(社会福祉課

### 福島県告示第百五十四号

支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。 宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防 ととされる生活保護法の規定を含む。)により、 留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定(中国残 の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるこ 平成二十八年三月十五日 介護扶助及び介護支援給付のための居

福島県知事 内 堀 雅 雄

ジ薬局	名 事 業 所 称 の
四七四七本町	所 在 地
ジ薬局 アイス	名 事 業 者 の
七須賀川市本町四	事務所の所在地事業者の主たる
八月一日平成二七年	指定年月日
導 養管 医宅療養 管理 指導 指	の 種 類
指療予導養	類ス
	四七   ジ薬局   七   八月一日   管理     万 須賀川市本町   ブ薬局   七   八月一日   管理     方房   方   介   一   介

#### 内 堀 雅 雄

## 福島県告示第百五十五号

(社会福祉課)

活介護

四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用す

平成二十八年三月十五日

国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十 の指定介護機関から当該介護機関の事業者の所在地を変更した旨届出があった。 る同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 次

福島県知
事内
堀
雅
雄

オンションとわ・ファションとわ・ファ	事業所の名称	į (
八—二八 福島市蓬莱町三—	事業所の所名地	t f o f
オンパル	名称	事業者の
丁三階 ヴィバレー番 個島市早稲町	変更前	事業者の主たる事
八—二八	変更後	事務所の所在地

社会福祉課

# 福島県告示第百五十六号

四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十 の指定介護機関から当該介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用す 平成二十八年三月十五日 次

福島県知事 内 堀 雅 雄

ションとわ・ファ訪問介護ステー	事業所の名称	
一 福 一 島	変	
一六 一六	更前	事業所
八 福	変	の
八—二八福島市蓬莱町三—	更後	所在地
株式会社	名称	事業者の
八一二八 福島市蓬莱町三—	事務所の所在地事業者の主たる	

事業所

ひまわり

字小田倉 西白河郡

株式会社 サービス フジケア

<u>Ŧ</u>i.

護 防訪問介

市鹿島区烏崎字前谷地六番地 市鹿島区鳥崎字原田 市鹿島区烏崎字原田 市鹿島区鳥崎字原田 市鹿島区烏崎字原田 市鹿島区鳥崎字原田 市鹿島区烏崎字原田 市鹿島区鳥崎字原田 市鹿島区烏崎字原田 市鹿島区烏崎字原田

一八七番地

八五番地

八山田字申田三 郡山市富久山町

日同

年三 月

訪問介護

介護予

七原三五—

訪問介護

県

センター須賀川アイランド介護	イン
二七—四 須賀川市丸田町	
須賀川市丸田町	
社株式会	7
出山四—一八一	

#### (社会福祉課

### 福島県告示第百五十七号

四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十 0 る同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 | 指定介護機関から当該指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用す 平成二十八年三月十五日 次

福島県知事 内 堀 雅

雄

名 事業所の 支援事業 居宅介護 ケア指定 ファミリー 五 田町六― 事 所 在地 名事業者の ケア ファミリー 株式会社 <u>Б</u>. 福島市浜田町六十 事務所の所在地 事業者の主たる 平成二八年二月 日 廃止年月日 支援事業 のサ ービス 種 類

福

島

社会福祉課

計画において非農用地区域内に換地を定める土地として指定した。 平成二十八年三月十五日

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同 南相馬市鹿島区烏崎字原田土地の表示

市鹿島区烏崎字原田 市鹿島区烏崎字原田 市鹿島区烏崎字原田市鹿島区烏崎字原田 市鹿島区烏崎字原田市鹿島区烏崎字原田 市鹿島区鳥崎字原田 市鹿島区烏崎字原田 市鹿島区鳥崎字原田 市鹿島区烏崎字原田 市鹿島区烏崎字原田 市鹿島区烏崎字原田 市鹿島区烏崎字原田 市鹿島区烏崎字原田 市鹿島区烏崎字原田 市鹿島区鳥崎字原田 市鹿島区鳥崎字原田 七二番地 七一番地 六九番地 六五番地 六四番地 五六番 六一番地 六○番地 五七番地 四七番地

市鹿島区鳥崎字前谷地 市鹿島区烏崎字前谷地 市鹿島区烏崎字前谷地三 市鹿島区烏崎字前谷地一四番地 市鹿島区烏崎字前谷地 R 谷地 □○番地 二七番地 一四番地

> 福島県知事 内 堀 雅 雄

地積 (平方メートル)

# 福島県告示第百五十八号

第五十三条の二第一 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第三項で準用する同法 項の規定により、 次の土地を県営区画整理事業真野地区に係る換地

市鹿島区烏崎字中谷地一四番地市鹿島区烏崎字中谷地三八番地市鹿島区烏崎字中谷地三八番地市鹿島区烏崎字中谷地三八番地市鹿島区烏崎字中谷地四一番地市鹿島区烏崎字中谷地四一番地市鹿島区烏崎字中谷地四一番地 市鹿島区烏崎字大木戸三四番地市鹿島区烏崎字大木戸三三番地市鹿島区烏崎字大木戸三二番地市鹿島区烏崎字大木戸二二番地 市鹿島区烏崎字大木戸四五番地市鹿島区烏崎字大木戸四〇番地市鹿島区烏崎字大木戸三九番地 市鹿島区烏崎字南谷地二一三番地市鹿島区烏崎字南谷地二一二番地 市鹿島区烏崎字南谷地六番地 市鹿島区烏崎字南谷地五番地 市鹿島区烏崎字南谷地一番地 市鹿島区烏崎字添越一六九番地 市鹿島区烏崎字添越一六三番地 市鹿島区烏崎字添越一六〇番地 市鹿島区烏崎字添越一三九番地 市鹿島区烏崎字添越一三八番地 市鹿島区烏崎字中谷地四七番地 市鹿島区烏崎字中谷地四五番地 市鹿島区烏崎字中谷地四四番地 市鹿島区烏崎字中谷地六番地 市鹿島区烏崎字中谷地五番地 市鹿島区烏崎字中谷地三番地 市鹿島区烏崎字大廹一番地二 市鹿島区烏崎字大木戸三五番地 市鹿島区烏崎字大木戸 市鹿島区烏崎字大木戸 市鹿島区烏崎字大木戸 鹿島区烏崎字大木戸 一九番地

市鹿島区烏崎字南谷地二三五番地二市鹿島区烏崎字南谷地二三二番地市鹿島区烏崎字南谷地二三二番地市鹿島区烏崎字南谷地二三二番地市鹿島区烏崎字南谷地二三二番地市鹿島区烏崎字南谷地二三一番地市鹿島区烏崎字南谷地 市鹿島区烏崎字南谷地市鹿島区烏崎字南谷地 市鹿島区烏崎字南谷地市鹿島区烏崎字南谷地 市鹿島区烏崎字南谷地市鹿島区烏崎字南谷地 市鹿島区烏崎字南谷地市鹿島区烏崎字南谷地 市鹿島区烏崎字南谷地市鹿島区烏崎字南谷地 市鹿島区烏崎字南谷地二二九番地市鹿島区烏崎字南谷地二二八番地市鹿島区烏崎字南谷地二二七番地 市鹿島区烏崎字南 市鹿島区烏崎字南谷地 市鹿島区烏崎字南谷地 市鹿島区烏崎字南谷地 市鹿島区鳥崎字南谷地 市鹿島区烏崎字南谷地 市鹿島区鳥崎字南谷地 市鹿島区烏崎字南谷地 市鹿島区烏崎字南谷地 市鹿島区烏崎字南谷地 E谷地 谷地 谷地 二六八番地二六四番地 二二六番地 七一 六九番地 一六九番地 |七〇番地

四五七のうち四三三・六四

地地

地 地

地

市鹿島区小島田字古川三一四番地市鹿島区小島田字古川三〇八番地市鹿島区小島田字古川三〇七番地市鹿島区小島田字古川三〇七番地市鹿島区小島田字古川三〇四番地 市鹿島区小島田字釜川内九七番地市鹿島区小島田字角田六九番地二市鹿島区小島田字角田六九番地一市鹿島区小島田字下ノ内六三番地 市鹿島区江垂字柚原一三七番地市鹿島区江垂字熊野前四二番地市鹿島区江垂字熊野前四一番地市鹿島区江垂字熊野前三九番地市鹿島区江垂字熊野前三九番地 市鹿島区小島田字大原一○七番地市鹿島区小島田字大原一○六番地 市鹿島区小島田· 市鹿島区小島田字大原一三五番地市鹿島区小島田字大原一三一番地 市鹿島区小島田字大原九六番地 市鹿島区小島田字大原九五番地 市鹿島区小島田字大学五七番地 市鹿島区小島田字大学五二番地 市鹿島区小島田字後藤内一二八番地 市鹿島区鳥崎字南谷地 市鹿島区烏崎字南谷地 市鹿島区烏崎字南谷地 字大原 一三八番地二三八番地 一三七番地 一八三番 一八〇番 一七八番 一八二番地 一八二番番地 一八二番番地地 一七四番 一七七番: 一七五番: 一七六番地

市鹿島区大内字関根一八八番地市鹿島区大内字関根一八八番地市鹿島区大内字関根一八八番地市鹿島区大内字関根一八八番地 市鹿島区小島田字北田一市鹿島区小島田字北田一市鹿島区小島田字北田一市鹿島区小島田字北田一市鹿島区小島田字北田一市鹿島区小島田字北田一 市鹿島区大内字舘下一九番地市鹿島区大内字舘下一七番地 市鹿島区大内字舘下五番地 市鹿島区大内字関根一九七番地 市鹿島区大内字安ノ子 市鹿島区大内字舘下九五番地 市鹿島区大内字舘下一九番地 市鹿島区大内字舘下六番地 市鹿島区大内字安ノ子一五一番 市鹿島区小島田字堂沼六九番 市鹿島区小島田字堂沼六三番 市鹿島区小島田字堂沼三七番地 市鹿島区小島田字堂沼二八番地 市鹿島区小島田字長畑七八番地 市鹿島区小島田字長畑七三番地 市鹿島区小島田字長畑六四番 区大内字館下九六番地区大内字高田一〇番地区大内字高田一〇番地区大内字高田一八番地区大内字高田一八番地区大内字高田一八番地 小島田字仲屋舗 四七番 二四三番地 1 | 三| 三| 番

市鹿島区大内字川前二○番地市鹿島区大内字川前四○番地市鹿島区大内字川前四一番地市鹿島区大内字川前四一番地市鹿島区大内字川前四一番地 市鹿島区大内字堤下三六番地 市鹿島区大内字堤下三六番地 市鹿島区大内字堤下一三番地 市鹿島区大内字町田 市鹿島区大内字町田 市鹿島区大内字町田 市鹿島区大内字町田 市鹿島区大内字町田市鹿島区大内字仲田 市鹿島区大内字仲田 市鹿島区大内字仲田 市鹿島区大内字仲田市鹿島区大内字仲田 市鹿島区大内字仲田市鹿島区大内字仲田 市鹿島区大内字仲田 市鹿島区大内字仲田 市鹿島区大内字仲田市鹿島区大内字仲田 市鹿島区大内字仲田 市鹿島区大内字仲田 市鹿島区大内字仲田 市鹿島区大内字仲田 市鹿島区大内字川前二番地 鹿島区大内字西谷地五一番地 区大内字川前五番地区大内字川前四番地 大内字堤下七五番地 大内字堤下七七番地 大内字堤下七六番地 二七番地 二〇番地 四三番地 四一番地 五四番地 四五番地 四番地

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

一九番: 一六番地

三二一三九 番番番地地地地地

市鹿島区大内字堤下九七番地

大内字堤下九二番 大内字堤下九二番

地 地 大内字堤下八六番

地

市鹿島区大内字堤下一一四番地市鹿島区大内字堤下一〇二番地市鹿島区大内字堤下一〇二番地市鹿島区大内字堤下一〇一番地 市鹿島区大内字明神一三八番地市鹿島区大内字明神一三六番地 市鹿島区大内字南田四市鹿島区大内字南田四 市鹿島区大内字南田四一番市鹿島区大内字南田三三番 市鹿島区大内字南田 市鹿島区大内字堤下一 市鹿島区大内字明神一三九番地

市鹿島区大内字明神一二三番地市鹿島区大内字明神一二〇番地

市鹿島区大内字明神一三〇番地三市鹿島区大内字明神一三〇番地二市鹿島区大内字明神一三〇番地一市鹿島区大内字明神一二四番地

市鹿島区大内字明神市鹿島区大内字明神 市鹿島区大内字明神 市鹿島区大内字明 一五一番地 五四番地 五二番地

のように保安林の指定を解除する予定である。 福島県告示第百五十九号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)

第二十六条の二第一

項の規定により、

次

農地管理課)

平成二十八年三月十五日

福島県知 事 内 堀 雅

雄

図に示す部分に限る。 『こぺ片彫みこ限る。)、七四の一五一、七四の一七〇いわき市大久町大久字入間沢七四の一五二・七四の一五三(以上二筆について次の解除予定保安林の所在場所

=いわき市役所に備え置いて縦覧に供する。) 指定理由の消滅解除の理由 (「次の図」は、 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び

#### 福島県告示第百六十号

(森林保全課

一 五 号 般国道

渕九番二地先から 伊達市霊山町石田字金

変更前

三五

| 六| ・

五三二

同

市霊山町石田字金

渕八番二地先まで

変更後

三五

五六・

九

六 ·

五.

(道路計画課)

路

線 名

区

間

の変変

別後前

(メートル)

メー

トル

更 更

敷地

元の幅員

延

長

命令に係る事項を次のとおり定めた。 森林病害虫等防除法 (昭和二十五年法律第五十三号) 第五条第一項の規定による駆除

平成二十八年三月十五日

福島県知事 内 堀 雅

雄

#### 区域及び期間

1 区域 福島県一円

2 森林病害虫等の種類 期間 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

Ξ 行うべき措置の内容 松くい虫

の1に掲げる区域に所在する松くい虫が付着している伐採木等(伐採された樹木

当該樹木の伐倒及び焼却(炭化を含む。)をいう。)を行う場合は、この限りでない。 倒及び破砕(破砕後の木片の厚さが六ミリメートル(木材チッパーにより破砕する場 できないものとする。ただし、特別伐倒駆除(松くい虫が付着している松の樹木の伐 びにこれらの包装をいう。)は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることが その他土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材及び薪炭材であるものを含む。)並 合にあっては、十五ミリメートル)以下となるように破砕を行うものに限る。)又は 命令をしようとする理由

(森林保全課

行わなければ松くい虫が異常にまん延し、県内一円の松林に重大な損害を与えるおそ

県内一円の松林における本年度の松くい虫の被害の発生状況から見て、三の措置を

## 福島県告示第百六十一号

平成28年3月15日 火曜日

計画課及び福島県県北建設事務所で平成二十八年三月十五日から二週間一般の縦覧に供ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に

平成二十八年三月十五日

する

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県告示第百六十二号

する。 計画課及び福島県県北建設事務所で平成二十八年三月十五日から二週間一般の縦覧に供ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に

平成二十八年三月十五日

	福島県知事
:	内
	堀
:	雅
	雄

	一一般 五号 追	路 線 名
下一番一地先一下一番一地先		区
ま イ で 日	丁三日 一地先から 町石田字庄	間
変更後	変更前	の変変
後	前	更 更 別 後 前
三 - · · ·	一 一 七 五	(メートル) 敷地の幅員
三	13.	(メ
三 五	三〇四・八	(メートル) 長

道路計画課

## 福島県告示第百六十三号

計画課及び福島県県北建設事務所で平成二十八年三月十五日から二週間一般の縦覧に供 ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に

平成二十八年三月十五日

福島県知事

内

堀

雅

雄

路

	一般 五 号 道	彩名	泉
渕 同 渕 伊 八 九 達 番 市 番 市		[2	₹
二地先まで	霊山丁ゴ日字金二地先から霊山町石田字金	II II	1
変更後	変更前	の 9 別 復	更更
五三	六三・五	(メートル)	敷地の幅員
二五六・九	二五六・九	(メートル)	延
· 九	· 九		長

(道路計画課)

平成二十八年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。設事務所で平成二十八年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、福島県告示第百六十四号

福島県知事 内 堀 雅

雄

路 般国道一一五号 線 名 先まで 先まで 先まで 先まで 供 用 開 始 0) 区 地 間 地 供 平成二八年二 用 開 始 月 0) 五日 期 日

福

(道路計画課)

#### 告

#### 公

第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第二項で準用する同法第六十二条公告第五十四号

平成二十八年三月十五日

福島県知事 内 堀 雅

雄

駅並木町線 二〇六号須賀川 路事業三・四・ 県中都市計画道	種類及び名称都市計画事業の
福島県	施行者の名称
事務所 事務所 事務所 事務所	事務所の所在地
使用の部分 変更なし	事業地の所在

(まちづくり推進課)

リサイクル適性®